

付 議 第 4 号

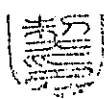
高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案に係る意見聴取に関する議案

令和4年12月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

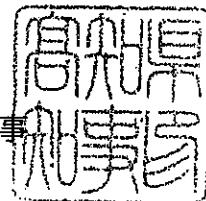
（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



4 高政企第 200 号
令和 4 年 11 月 17 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 4 年 12 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 4 年 12 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教
育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事
等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 3 高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案
- 4 令和 4 年度高知県一般会計補正予算（所管分）

第 号

高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例（平成16年高知県条例第2号）第14条第1項の規定により、次のとおり指定管理者として指定する。

令和4年12月 日提出

高知県知事 濱田 省司

- 1 施設の名称
高知県立塩見記念青少年プラザ
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市中秦泉寺365番地2
特定非営利活動法人たびびと
- 3 指定期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案説明

高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるものである。

高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定について (生涯学習課)

1 施設の概要

施設所在地	高知市小津町6-4(敷地面積 540.66 m ²)			
施設の概要	鉄筋コンクリート造5階建 H30.5 建築 (延床面積 1,597.17 m ²)			
利用者数	平成30年度 (6月開館)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	22,010 人	31,926 人	25,620 人	26,782 人

2 指定管理者制度を導入した理由

平成16年8月、前身の「県立小津青少年ふれあいセンター」から、青少年の相談援助機能と青少年が集う機能を併せ持った「塩見記念青少年プラザ」としてリニューアルオープンするにあたって、民間事業者等が持つ能力やノウハウを活用して利用者サービスの向上を図ることを目的として導入した。

3 これまでの指定管理者の状況

平成16年8月～平成18年3月	青少年育成高知県民会議
平成18年4月～平成21年3月	青少年育成高知県民会議
平成21年4月～平成24年3月	青少年育成高知県民会議
平成24年4月～平成27年3月	特定非営利活動法人たびびと
平成27年4月～平成28年3月	特定非営利活動法人たびびと
平成30年4月～令和5年3月	特定非営利活動法人たびびと

4 指定管理者制度導入の効果

施設を管理(使用料の減免の許可、行政財産の目的外使用に係る事務を除く。)するほか、指定管理者自ら企画した主催事業の実施など、施設の設置目的である青少年の健全育成等に向けた効果的・効率的な取組ができています。

5 今回の指定議案について

- ・指定期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日(5年間)
- ・指定管理者募集期間 令和4年8月23日～令和4年10月21日(60日間)
- ・応募団体数 1団体
- ・指定管理者選定審査委員会 令和4年11月1日
- ・指定しようとする団体 特定非営利活動法人 たびびと
- ・管理代行料 103,635,000円(指定期間内の総額)
*参考金額 103,635,000円

(円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
管理代行料	20,661,000	20,360,000	20,428,000	21,088,000	21,098,000	103,635,000

高知県立塩見記念青少年プラザ指定管理者選定審査委員会
審査結果について

1 審査結果

624／800点

2 審査委員

委員長 矢野宏光（高知大学教育学部保健体育分野教授）

委員 西本和男（税理士）

委員 島崎雅彦（高知県小中学校長会事務局事務長）

委員 西本五十六（高知自然学校連絡会事務局長）

委員 東森歩（ファン度レイジング・マーケティング代表）